

**第 6 回海南市立小中学校適正規模等審議会  
議事の要旨**

日 時	令和 4 年 3 月 15 日(火) 午後 7 時～午後 7 時 30 分																				
場 所	海南市役所 2 階 第 2 委員会室																				
委 員 の 出 席 状 況	添田	児嶋	谷所	熊代	田上	有木	内藤	坂本	新田	田中	郡										
	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席	出席										
事 務 局 等 出 席 者	<p>○事務局 西原教育長、中野教育次長、藤岡教育委員会総務課長、日高学校教育課長、岡島教育委員会総務課課長補佐、福田学校教育課課長補佐、雨乞教育委員会総務課教育企画係長</p> <p>○教育委員（関係者） 露峯委員、川村委員、中山委員</p>																				
議 題 等	<p>1 開会 2 議題 （1）答申（案）について 3 答申 4 その他</p>																				
審 議 経 過	<p>■議題（1）について、事務局から説明後、質疑応答。 ■会長から教育長に答申を手交。</p> <p>※資料の修正点</p>																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資料</th> <th rowspan="2">修正箇所</th> <th colspan="2">修正内容</th> </tr> <tr> <th>修正前</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資料 1 - 2 「答申（案）」</td> <td style="text-align: center;">12 頁</td> <td>・ 1 小 1 中(中学校が単一の小学校区で構成されている状態)で各学年が 1 学級であるなど、 <u>小</u>小学校から中学校までの 9 年間で…</td> <td>・ 1 小 1 中(中学校が単一の小学校区で構成されている状態)で各学年が 1 学級であるなど、 小学校から中学校までの 9 年間で…</td> </tr> </tbody> </table>											資料	修正箇所	修正内容		修正前	修正後	資料 1 - 2 「答申（案）」	12 頁	・ 1 小 1 中(中学校が単一の小学校区で構成されている状態)で各学年が 1 学級であるなど、 <u>小</u> 小学校から中学校までの 9 年間で…	・ 1 小 1 中(中学校が単一の小学校区で構成されている状態)で各学年が 1 学級であるなど、 小学校から中学校までの 9 年間で…
	資料	修正箇所	修正内容																		
修正前			修正後																		
資料 1 - 2 「答申（案）」	12 頁	・ 1 小 1 中(中学校が単一の小学校区で構成されている状態)で各学年が 1 学級であるなど、 <u>小</u> 小学校から中学校までの 9 年間で…	・ 1 小 1 中(中学校が単一の小学校区で構成されている状態)で各学年が 1 学級であるなど、 小学校から中学校までの 9 年間で…																		

■議題（１）答申（案）について

【委員】

「学校規模の適正化を図るための具体的方策」に記載されている「通学区域の見直し（校区の変更）」について、九品寺地区の児童が中野上小学校に通学するという事は難しいと捉えてよいか。

【会長】

個別のケースについては、それぞれの事情を考慮しないと判断できない。答申は大きな考え方を示したものになり、答申に記載されている内容で全てを判断できるものではないため、個別のケースについては、今後、教育委員会が検討する際に細部まで検討していただければよいと考える

【委員】

通学距離について、小学校の「4 km 以内」は子供には厳しいのではないか。

【会長】

文部科学省の方で「4 km」という数字が出ている。「4 km」と言っても道路の状況や交通量も様々で、一概には言えないことから、この点についても、統合等を検討する際にそれぞれの状況に応じて対応策を考えていただくことになると考えるが、答申への記載方法については検討する。

（検討結果）

【事務局】

通学距離の基準は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において小学校では概ね4 km 以内、中学校では概ね6 km 以内と示されているが、現状として、基準以内であってもスクールバスを運行している実情もあるため、「統合等により通学距離が長くなることについては、現状の市内各学校の通学路と徒歩通学や自転車通学の状況も踏まえて、スクールバスや公共交通機関の活用も考慮するなど、通学時間が1時間を超えないよう配慮し通学の安全と学校生活の時間を確保すること。」という内容に修正する。

なお、国が示す通学距離の基準については、「1 通学条件（通学距離・時間）への配慮」に関する留意点の一番下に「参考」として記載することとし、「通学手段」については法令では特段示されていないことから、欄を削除する。

